

鎌倉幕府裁判における「濫訴」に関する一試論

山本 弘

一 はじめに

〔吾妻鏡〕貞永元年五月十四日条には、北条泰時による御成敗式目の制定について、以下のような記述がある⁽¹⁾。

五月小。十四日甲午。武州專政道給之余。試御成敗式条之由。日来内内有沙汰。今日已令始之給云云。偏所被仰合玄蕃尤康連也。法橋円全執筆。是関東諸人訴論事。兼日被定法不幾之間。於時縡亘兩段。儀不一揆。依之固其法。為断濫訴之所起也。

この記事から、御成敗式目の制定にあたり、「濫訴を断つ」ことを目的

の一つとしていたことがうかがえる。

御成敗式目の制定時、泰時が念頭においていたのは、夙に指摘されているように、律令法に不案内な御家人の保護であるとか、朝廷に対する幕府の立場の表明⁽²⁾という目的であったことは言うまでもない。さらに、あらためて考へるまでもなく幕府裁判における「濫訴」を抑止するという目的を有していたといえよう。この記事はまた、鎌倉期において、「濫訴」とそうでない訴えがあり、「濫訴」は断つべきものと認識されていたと想起させる。

それでは、鎌倉期において「濫訴」とされていたのは、どのような訴

えであり、さらに幕府は「濫訴」をどのようにして断つとしていたのであろうか。

本稿では、まず鎌倉期において「濫訴」という言葉が示す訴訟の内容について概観し、当該期における「濫訴」がどのような訴えであったのか、大まかな予測をたてたい。次に、「濫訴」に関連する法規定を整理し、立法の時点において幕府が濫訴をどのように排除しようと企図していたのかについて検討を加える。そして、最後に「濫訴」に関する法規定が実際にどのように運用されていたのかについて考察を加えたい。

二 鎌倉幕府裁判による「濫訴」判断

(一) 鎌倉幕府裁許状における「濫訴」判断の検討

まず、「濫訴」を考える手始めの作業として、鎌倉幕府裁許状において、裁判担当者が「濫訴」という言葉を用いて、当該訴訟について何らかの判断・判決を行つて代表的な事例を検討していきたい。幕府裁判の担当者は、どのような訴えをもつて「濫訴」としていたのであろうか。この作業を通して、当該期における「濫訴」という言葉の包摂していた訴訟制度上の意味内容につき、大まかな見当をつけていきたい。

[史料1] 関東裁許状（松浦山代文書）⁽³⁾

肥前国御家人通廣「益田六郎子息」与山代三郎固後家尼相論改嫁事、

右、対決之處、両方申詞子細雖多、所詮、通廣則以泉女弁済使妻福。

大宮司末時・藤大夫家—「次字有憚」・治部房長有・源三廣・有田三郎究等爲証人、固後家尼改嫁之由訴之、後家尼亦此条今始非申出之儀、先度同訴申之間、委経御沙汰、尼蒙御下知畢、其上者不及御信用之旨陳之、爰被尋問通廣注申證等之處、治部房長有之申状、聊雖似有子細、前後之詞涉兩段之上、自余輩申状皆以無指証拠、就中被問當國御家人等之間、進覽連署起請文二通歟、其内如寛元元年四月廿九日状者、九人知署判、而峯三郎入道・同源藤一持・同弥次郎勝・左近將監並已上四人者、以御厨目代吉弘之説、難承及之、不知一定云々、執行廻・志佐六郎貞・志岐宮司家安・相神浦三郎家—「忠字有憚」・小佐々太郎重高已上五人者、令風聞之由雖承之、實正不知誰人之説云々、如同五月十一日状者、五人加署判歟、其内波多源二郎入道・石志々次郎潔二人者、下人等中雖令申沙汰之、實正不知誰人之説云々、佐志源二郎仰・值賀余三健・吉富右近太郎資業三人者、程遠之間、不知及云々者、通廣就申、數輩之証人面々雖被尋問、爲一人証拠不詳之間、非沙汰之限、早可令停止通廣濫訴之狀、依仰下知如件、

寛元二年四月廿二日

武藏守平朝臣（花押）

〔史料1〕は、山代三郎固の後家尼が改嫁しているか否かという論点について、訴人通廣の論拠としている証言の証明力がきわめて低いこと、また同じ肥前国内の御家人による起請文からも論拠が証明できないこと

が示されている。そして、「証拠不詳之間」として、通廣の訴えを取り上げないこととした。すなわち、幕府ははつきりとした証拠もなく訴えてきた通廣に対し、「濫訴」であると判断している。

〔史料2〕関東裁許状（海老名文書）⁽⁴⁾

海老名太郎（興）忠國法師「法名宗心」與加賀国興・浅野両保雜掌信智等相論下地以下事、

右、如六波羅執進訴陳状具書等者、枝葉雖多、所詮、（中略）者、⁽⁵⁾彼両保為中分地之條、仁治下知并分帳・建長下知状分明之處、不折中之由及奸訴之條、甚奸謀也、然則、於件二箇保者、被棄置宗心濫訴住（任）仁治下知状并分帳、知行不可有相違、（中略）次道性妻與宗心為從父兄弟之由、雜掌雖申之、彼状護人不執進、將又不被尋道性之間、不足刃傷証跡、仍縁者有無不及糺明者、⁽⁶⁾追捕刃傷事、無指証拠之間、所被棄置宗心濫訴也、⁽⁷⁾次宗心奸訴科事、謀訴之趣委細見状状（衍カ）右、仍雖可被罪科、就他事機謀害之間、所被罪也、仍不及沙汰者、依鑑倉殿仰、下知如件、

嘉暦二年八月廿五日

相模守平朝臣（花押）
修理權大夫平朝臣

〔史料2〕傍線部（a）では、論点の一つである興・浅野両保のことについて、「中分地」であることは書証によつて明らかであるのに、「不折中」であることを申し立てている宗心の訴えは「奸訴」であり「奸謀」である、と幕府は判断している。そして、宗心のこのようない訴えを「濫訴」と判断し、訴訟を捨て置くこととしたのである。また、本史料によつ

て「奸訴」ということばが「濫訴」と同義で使われていたことも確認できる。さらに、「史料2」傍線部（b）では、「無指証拠」すなわち、これといった証拠がないことをもつて訴えてきた宗心に対して濫訴と判断している。「史料1」や「史料2」から、主張の論拠について不確かな訴えを濫訴とよび、また、論拠に対する明確な反証があるにもかかわらず、訴え出てきたことについても濫訴と判断していることがわかる。⁽⁵⁾

〔史料3〕関東裁許状（松浦山代文書）⁽⁶⁾

可早停止止源氏「山城三郎固女子」濫訴任固讓状後家尼一期知行後

令源廣「固猶子」伝領所領事、

右、対決之處、両方申状枝葉雖多、所詮、源氏所進十二月七日「付貞永元年」・十月八日・同十三日「付同二年」・十二月五日「付嘉禎二年」、固状四通内、於三通者他事也、至一通者、雖載子細、分与所領之由無所見歟、如後家所進「夫固安貞三年正月廿五日讓状者、固自筆也、縱雖載所領之字、讓状与消息可用捨歟、但後家改嫁之由、源氏依訴申、直召決之處、問答之詞參差之間、可書進起謂文之旨、依被仰下、爲無実之旨、後家所書進也、然則、停止源氏濫訴、任固讓状、後家尼一期知行之後、可令廣相伝之状、依鎌倉殿仰、下知如件、

延応元年五月廿五日

前武藏守平（花押）

修理権大夫平（花押）

〔史料3〕では、原告が提出してきた書状と被告が提出した讓状の証拠能力について、「讓状と消息と用捨有るべきか」として、讓状の優位を認定している。証拠が有する証明力の優劣に基づき、証明力の低い書

状をもつて論拠とした原告の訴えに対し濫訴と認定しているのである。⁽⁷⁾

次に、幕府が「濫訴」と認定しているなかには、幕府法の規定に抵触する訴えも含まれているので、以下で概観したい。

〔史料4〕関東裁許状（東寺文書 楽一至八）⁽⁸⁾

東寺領丹波国大山庄雜掌与地頭中沢三郎左衛門尉基員・同六郎宣基・七郎基村等相論条々、

一、請所事、

（中略）爰如基員所進六波羅仁治二年五月廿九日下知状者、東寺領丹波国大山庄事、長者僧正御房御教書案「副具書」遣之、如状者、地頭非法事、依関東御教書、擬遂対決之処、為地頭請所、任久安六年定案目録、無懈怠可令勤仕年貢以下寺役之由、令請申之間、止其節畢云々、和与之儀尤公平歟、且任請文之旨、両方無違乱可令致其沙汰云々者、仁治下知以後爲謂所經年序畢、彼成敗難被改替之間、可令停止雜掌濫訴焉、

（中略）

以前条々、依鎌倉殿仰、下知如件、

弘安十年十二月十日

前武藏守平朝臣（花押）

〔史料4〕で引用されている、仁治二年（一二四一年）発給の六波羅下知状には、地頭請所として和与が成立したとの記載がある。弘安十年（一二八七年）に示された、本相論に対する幕府の判断は、仁治の下

知以降、地頭請所として年序を経てることを理由に論人地頭の請所であることを変更できないとしている。すなわち、幕府は、「廿年年紀法」

を規定した御成敗式目八条⁽⁹⁾に抵触する雜掌の訴えを、「濫訴」と判断したのである。

〔史料5〕関東裁許状（山内首藤文書）⁽¹⁰⁾

山内右近将監俊一「家字有憚」与舍弟兵衛三郎時通・四郎清俊・藤原氏相論条々、

一、備後国地毘庄内四ヶ所「本郷・河北郷・伊予東村・江木門田」事、右、如訴陳狀者、子細雖多、所詮、就承久御下知・貞応御教書、難号深念（宗俊）「俊一等父」別給歟、但、以後一所進祖父西妙（重俊）「深念父」書狀、難破西妙讓深念同潤正月状歟、次深念同十一月十二日、西妙仁治三年讓状事、為謀書之由、時通等所申非無其謂歟、然則、於本郷并河北・伊与東村・江木門田等者、停止俊一濫訴、任深念建長讓状并正嘉御下文、各知行不可有相違、次俊一謀書事、任被定置之旨、可被行其科。（中略）

以前條々、依仰下知如件、

文永四年十月廿七日

相模守平朝臣（花押）
左京権大夫平朝臣（花押）

〔史料5〕では、訴人俊家の主張が謀書を用いたものであったと認定され、論人側勝訴の判決が言い渡されている。加えて訴人俊家には御成敗式目一五条⁽¹¹⁾規定の「謀書の罪科」に処せられることとなつていて、ここで、幕府が「濫訴」と判断しているのは、「謀書」を用いた訴えの

ことである。

〔史料6〕関東裁許状（留守文書）⁽¹²⁾

毛利左近藏人親忠・女子大江氏与留守左衛門次郎家明代資有相陸奥国宮城郡岩切村事、

右、当村者、留守左衛門尉家政法師「法名淨妙」所領也、讓与妻尼真妙之間、真妙又永仁二年四月十日讓与孫女大江氏之時、淨妙加署判畢、任彼状、同三年六月十二日大江氏所給安堵御下文也、而家明押領之条、無謂之由、大江氏申之處、淨妙以彼村雖讓与大江氏、於事依無芳心、悔返之、正安二年五月廿一日讓与家明畢、大江氏帶先判状、争加及訴訟哉之旨、資有陳之、仍訴陳所及三問答也、家明所得後判讓状為謀書之由、依大江氏申、欲究真偽之處、大江氏無音之間、嘉元三年八月十七日雖遣召文、依不參上、同十月廿六日、同四年六月二日、同八月廿三日、仰神卿藏人範能催促之處、如範能執進大江氏嘉元三年十一月十八日、同四年九月十七日請文等者、可進代官之由、雖載之、不參上之間、欲有其沙汰處、去年四月并十月、或被止召文、或被閻御沙汰之間、今年四月五日重仰範能、就令催促、如範能執進大江氏去五月廿九日請文者、進代官可明申云々、雖然于今不參、難遁違背之咎歎、且当村者淨妙讓與妻尼真妙畢、不可悔返之由、書与誠（「誠」カ）状之上、讓与妻女之所領、不能悔返之旨、大江氏雖申之、真妙者先立于淨妙死去畢、非離別妻間、所讓与之所領、宜任淨妙素意歎、加之、大江氏所進讓状者、淨妙加判形之上、就淨妙申状、被成下安堵御下文畢、而称得真妙之讓、可被棄捐淨妙後判之由、大江氏所申無其謂、隨家明所得正安二年五月廿一日讓状、為謀書之由、大江氏雖載訴状、不可指難之上、為決真偽、度々仰使者、

雖遣召文、令違背之條、無理之所致歟、然則、於當村者、停止大江氏之濫訴、任淨妙讓状、家明領知不可有相違、次大江氏為実書号謀書答事、任被定置之旨、可有其沙汰者、依鎌倉殿仰、下知如件、

徳治二年十一月廿七日

(大佛宗立)
陸奥守平朝臣 (花押)
(北条時頃)
相模守平朝臣 (花押)

保二年讓状者、為先判之上、不帶御下文歟、蓮仏所進安貞二年八月
賴景讓于蓮仏并宗頼之状者、為後判之上、同年十二月安堵御下文明
鏡也、彼四箇村宗頼若於讓得者、何不書入安貞讓状哉之旨、蓮仏所
申有其謂歟、早停止頼重之濫訴、蓮仏可令領掌件四箇村也矣、

(中略)

以前五箇条、依鎌倉殿仰、下知如件、

寛元元年十二月廿三日

(北条時頃)
武藏守平朝臣 (花押)

〔史料7〕では、証拠としての讓状の優先順位について、前判の讓状よりも、後判の讓状の方が優先されることを規定した御成敗式目二六条¹⁴に基づき、先判の讓状を論拠とした訴人の訴えを濫訴と認定している。

〔史料6〕では、訴人大江氏が「論人家明が所持している後判の讓状は謀書である」と訴状において主張している。しかし、決定的な論拠はなく、また事の真偽をただそうと召文を遣わしたにもかかわらず、出頭して論及しないことから、訴人大江氏の主張を「無理之所致」と幕府は判断した。そして、大江氏は敗訴し、家明が勝訴したのである。さらに、幕府は大江氏を「以実書号謀書答」すなわち、御成敗式目一五条後段のいわゆる「謀略の咎」によって大江氏を処罰している。本史料において、幕府が「濫訴」と判断したのは、大江氏による「謀略の咎」による訴えであった。〔史料5〕および〔史料6〕からは、謀書・謀略の罪科を規定した式目一五条に反する訴えを「濫訴」と認定していたことがわかるのである。

(二) 「濫訴」概念の指定

以上、幕府の裁判担当者が濫訴と判断していた代表的事例を検討して中略

〔史料7〕 関東裁許状 (相良家文書)¹⁵

相良三郎兵衛尉頼重与同伯父三郎長頼法師「法名蓮仏」相論條々、

一、多良木内古多良・竹脇・伊久佐上・東光寺以上四箇村事、

右、如頼重申者、件四箇村并田地四十町者、去建保二年頼景以自筆譲与宗頼之處、先于父令死去畢、仍頼景一期之後者、頼重可伝領之

處、蓮仏令押領之云々、如蓮仏申者、件四箇村宗頼全不譲得之、彼多良木者、蓮仏譲得之、給安堵下文畢、又頼景譲与所領於宗頼、同申成安堵御下文之時、件四箇村不書入之歟云々、爰頼重所進頼景建

も、彼四箇村宗頼若於譲得者、何不書入安貞譲状哉之旨、蓮仏所申有其謂歟、早停止頼重之濫訴、蓮仏可令領掌件四箇村也矣、

(中略)

以前五箇条、依鎌倉殿仰、下知如件、

寛元元年十二月廿三日

(北条時頃)
武藏守平朝臣 (花押)

〔史料7〕では、証拠としての讓状の優先順位について、前判の讓状よりも、後判の讓状の方が優先されることを規定した御成敗式目二六条¹⁴に基づき、先判の讓状を論拠とした訴人の訴えを濫訴と認定している。

以上、幕府の裁判担当者が濫訴と判断していた代表的事例を検討して中略

〔史料7〕 関東裁許状 (相良家文書)¹⁵

相良三郎兵衛尉頼重与同伯父三郎長頼法師「法名蓮仏」相論條々、

一、多良木内古多良・竹脇・伊久佐上・東光寺以上四箇村事、

右、如頼重申者、件四箇村并田地四十町者、去建保二年頼景以自筆譲与宗頼之處、先于父令死去畢、仍頼景一期之後者、頼重可伝領之

さらに、こうした「濫訴」と判断された事例の中には、幕府法上の明文規定を根拠として「濫訴」と判断されている訴訟も存在していた。すなわち、指定した「濫訴」のなかには、「謀讐謀略による訴訟」や「廿年年紀法に反する訴訟」などが含まれていたことにも留意しておきたい。以下では、「濫訴」すなわち「証拠・主張に確たる根拠がないと判断された訴訟」について、幕府法を幅広く検討し、幕府が立法時点で想定していた「濫訴」の具体的な内容について検討していきたい。

さらに、こうした「濫訴」と判断された事例の中には、幕府法上の明文規定を根拠として「濫訴」と判断されている訴訟も存在していた。すなわち、指定した「濫訴」のなかには、「謀讐謀略による訴訟」や「廿年年紀法に反する訴訟」などが含まれていたことにも留意しておきたい。

一 右大將家以後代々將軍并二位殿御時所充給所領等、依本主訴訟被改補否事、

右或募敷功之賞、或依官仕之勞拝領之事、非無由緒、而稱先祖之本領於蒙御裁許者、一人縱雖開喜悅之眉、俟鑑定難成安堵之思歟、濫訴之輩可被停止、但當給人有罪科之時、本主守其次企訴訟事、不能禁制歟、次代々御成敗畢後擬申亂事、依無其理被棄置之輩、歷歲月之後企訴訟之條、存知之旨罪科不輕、自今以後不願代々成敗、獨致面々濫訴者、須以不實之子細被書載所帶証文、

三 鎌倉幕府による「濫訴」対策立法

「」では、前章で指定した「濫訴」に関する法規定、および「濫訴」と判断する論拠とされていた法規定について、幕府法を概観していくたい。濫訴という言葉そのものに限定せず、前章で指定した「濫訴」という概念に含まれるであろう「証拠不詳」の訴訟や「奸訴」として表出している事例もふくめ、幅広く検討してみたい⁽¹⁵⁾。

(一) 鎌倉幕府法における「濫訴」抑制
はじめに、幕府は立法において、どのような「濫訴」を排除しようとしていたのであるうか。ここでは、「濫訴」の具体的な内容を詳しくみていくために考察を加える。さらに、次節で検討することになる立法時点で意図されていた「濫訴」に対する制裁手段についても視野に入れながら各史料に触れていきたい。

〔史料8〕 御成敗式目 第七条⁽¹⁶⁾

〔史料8〕御成敗式目七条では、不易法に反する訴えを「濫訴」とみなしている。不易法に反する「濫訴」の根拠として提出された証拠書類には、幕府によって証拠能力否定の文言を書き加える旨の規定がなされている⁽¹⁷⁾。

〔史料9〕 御成敗式目 第八条

一 雖帶御下文不令知行、経年序所領事、
右當知行之後過廿ヶ年者、任大將家之例、不論理非不能改替、而
申知行之由、掠給御下文之輩、雖帶彼狀不及敍用、

前章の〔史料4〕の検討において論じたように、幕府は〔史料9〕御成敗式目八条において規定している廿年年紀法に反する訴えを「濫訴」と判断していたようである。そして、廿年年紀法に反する「濫訴」をおこなつた者にたいする措置として特段の罰則は用意されておらず、現在の知行者の知行を変更しない旨、規定されている。廿年年紀法に反する「濫訴」をおこなつた者は敗訴するのみであり、特段の制裁を科される

ことはなかつたといえよう。

〔史料10〕御成敗式目 第一五条

一 謀書罪科之事、
右於侍者可被沒收所領、無所帶者可處遠流也、凡下輩者、可被掠火印於其面也、執筆之者、又與同罪、次以論人所帶之証文為謀書之由、多以称之、披見之處若為謀書者、尤任先条可有其科、又無文書紛糾者、仰謀略之輩、可被付神社仏事之修理、但至無力之輩者、可被迫放其身也、

前章で取りあげた〔史料5〕・〔史料6〕から明らかのように、〔史料10〕御成敗式目一五条に反する訴えも「濫訴」と判断されていた。本条では、謀書による「濫訴」をおこなった者について、侍身分に対しては所領没収、所領がなければ遠流に処することが、また、凡下身分である一般庶民については、顔に火印を捺す旨規定されている。また後段にあるように、実書をもつて謀書と主張するいわゆる「謀略の咎」については、神社仏寺の修理が科されることとなっていたのである。

〔史料11〕御成敗式目 第二六条

一 讓所領於子息、給安堵御下文後、悔還其領、讓与他子息事、
右、可任父母意之由、具以載先条畢、仍就先判之讓、雖給安堵御下文、其親悔還之、於讓他子者、任後判之讓可有御成敗、

前章の〔史料7〕を検討する際に論じたように、幕府裁判担当者は、「史料11」御成敗式目二六条に反する訴訟も「濫訴」と認定していた。本条

では、譲状の効力として、後判が先判に優ることのみを規定し、罰則についての規定はない。

〔史料12〕御成敗式目 第二八条

一 構虛言致讒訴事、
右和面巧言掠君損人之屬、文籍所載、其罪甚重、為世為人不可不誠、為望所領企讒訴者、以讒者所領、可充給他人、無所帶者可處遠流、為塞官途構讒言者、永不可召仕彼讒人、

〔史料12〕御成敗式目二八条では、所領入手を目的とし虚言によって他人を「讒訴」した場合は所領没収、所領がなければ遠流に処される」と。また、他人の任官・昇進を妨害するために、虚言によって他人を讒訴した場合は、永く召し使わない旨、規定されている。なお、「讒訴」については、根拠のない訴えであるという点において、「濫訴」の一類型に分類できると考るが、一方でその目的として意図的に他人を貶める意味合いを含むため、たんなる濫訴と比して悪質性が高いといえよう。⁽¹⁵⁾

〔史料13〕御成敗式目 第三一条

一 依無道理不蒙御成敗輩、為奉行人偏頗由訴申事、
右依無其理不蒙裁許之輩、為奉行人偏頗之由構申之条、甚以濫次也、自今以後、構不實企讒訴者、可被收公所領三分一、無所帶者可被迫却、若又奉行人有其誤者永不可召仕、

〔史料13〕御成敗式目三一条では、敗訴した者が、敗訴は奉行人にえ

こひいきがあつたためだと、不実の主張によつて訴え出でることを「濫訴」と判断している。こうした訴えに対しても、所領の3分の1を没収、所領がなければ追却する旨、規定されている。

〔史料14〕御成敗式目 第三六条

一 改旧境、致相論事

右或越往昔之堺、構新儀案妨之、或掠近年之例、捧古文書論之、雖不預裁許無指損之故、猛惡之輩動企謀訴、成敗之處非無其煩、自今以後遺実檢使糺明本跡、為非拋訴訟者、相計越界成論分限、割分訴人領地之内、可被付論人之方也、

所領をだまし取り所出物を押領している場合の規定である。本条は「構訴」と判断している。こうした訴えに対しては、所領の3分の1を没収、所領がなければ追却する旨、規定されている。⁽¹⁵⁾

〔史料15〕御成敗式目 第五一条

一 带問状御教書、致狼藉事

右就訴状被下問状者定例也、而以問状致狼藉事、姦濫之企難遁罪科、所申若為顯然之僻事者、給問状事一切可被停止也、

〔史料16〕御成敗式目五一条の主たる眼目は問状狼藉についての規定である。本条を「濫訴」の観点から検討してみると、訴状の内容が明らかに僻事であった場合、すなわち「濫訴」であった場合、そもそも問状を発給しないことが規定されている。

〔史料17〕鎌倉幕府追加法 七六条

一 所職所帶并境相論之事、源底尋極日、一方之矯傍露見者也、然沙汰之間、有其煩歎、然ハ、所申若為非拋者、可被召所領、又無所領者、可被行罪科之旨、両方之謂文取後、可被糺明也、於掠訴輩者、謂文所難済也、存此等之趣、可令致沙汰給之状、依仰執達如件、至所領者可被沒收也、無所帶者可被處遠流、次以當知行所領、無指次申給安堵御下文事、若以其次始致私曲歎、自今以後可被停止也、

駿河守殿
〔^{正四司}〕
掃部助殿

武藏守 在御判
〔^{正四司}〕
相模守 在御判

〔史料15〕御成敗式目四二三条は、当知行しているとの虚偽主張によつて

〔史料17〕鎌倉幕府追加法七六条では、所職・所帶や堺相論について非拠の主張であれば、すなわち「濫訴」であれば、所領没収となつても構わない旨、請文を徴収することを規定している。非拠の所職・所帶・堺相論には、所領没収、所領がなければ罪科という制裁を用意していたのである。

〔史料18〕鎌倉幕府追加法 八七条

一 諸国庄公預所地頭相論之時、糾定阿方之處、於地頭非法者、被処罪科、至預所定使者、雖有非拠、不及別沙汰之間、依無所恐、國々所務噉々之間、異論連々不絶歟、然者為絶向後濫訴、預所定使等有非法之時者、可被改易彼職之旨、兼可被仰下之由、可被言上二條中納言家之状、依仰執達如件、

文暦二年七月廿三日

武威^(モロコシ)守^(モロコシ)判
相模^(サムライ)守^(モロコシ)判

駿河^(スガラ)守^(モロコシ)
殿
掃部^(ハラフ)助殿

〔史料19〕鎌倉幕府追加法一六八条では、自己の主張の正しさを示すために懸物状を提出した際、結果的に非拠であつたと判断された場合は所領没収となつても構わない旨、請文を出させることが定められている。懸物押書の記載内容が非拠（濫訴）であると判断された場合、所領没収という制裁が科されたのである。

〔史料20〕『吾妻鏡』 建長二年九月一八日条⁽²⁾

建長二年九月十八日辛巳、(中略)今日、雜人訴訟事、被糾決之時、為僻事者、以十貫可被充橋用途之由、兼召置請文、可有沙汰之由、被定云々、

〔史料18〕鎌倉幕府追加法八七条は、預所定使等による非拠の訴え（濫訴）があつた場合についての規定である。今後の「濫訴」廃絶のため、濫訴を行つた預所定使について所職を改易するよう本所・国司に申し入れることが記されている。

〔史料21〕鎌倉幕府追加法 五四八条

〔史料19〕鎌倉幕府追加法 一六八条

一 諸人訴訟対決時、進懸物状事 仁治二一八 廿八條

近日多以有其聞、頭人糾明之可申沙汰、漏脱之條無所遁者、以其

憤、称懸物押書、或所申為非拠者、以論人之所領、可充給敵人之由、相互載其状之間、各住貪欲之心、弥好喧嘩之論歟、自今以後、進懸物状之時、於致濫訴者、早以所載懸物状之所領、可充給他人之旨、可令書載也、

人可被處罪科、訴人申狀於虛誕者、可被行不実之咎、

(以下略)

正安一 七 七

〔史料21〕鎌倉幕府追加法五四八条では、裁許が下される以前に審議内容が外部、とりわけ当事者に対して漏洩しているという旨、虚偽の主張を行えば、「不実の咎」に処すことが規定されている⁽²¹⁾。

〔史料22〕鎌倉幕府追加法 六四一条⁽²²⁾

一 諸人訴訟問状事

訴状為非拠者、不可賦之由、可被仰問注所歟、尋明可成御教書之旨、可被仰五方引付奉行人歟、

〔史料22〕鎌倉幕府追加法六四一条は、「訴状の内容が非拠であれば、問注所の所務職において「賦」はせずに訴えを門前払いするべきか、それとも、いつたん受理して引付奉行人において訴状の内容を審査して問状御教書を発給すべきか否かを決定すべきであろうか」という担当奉行人が残した諮問のメモである。本史料からは、幕府のなかで、非拠の訴訟についてはそもそも「賦」で受け付けないことを検討していたことがわかる。

〔史料23〕鎌倉幕府追加法 六九九条

一 構不實致濫訴輩事、

右、詐偽罪名不輕之処、近年致濫惡之輩、動企謀訴、為世為人、不可不誠、然則訴訟之趣甚奸曲者、可被沒收所領、無所帶者、可処流刑、至郎從以下者、可召禁其身、但隨事之体、可有輕重歟、

〔史料23〕鎌倉幕府追加法六九九条では、詐欺などの悪質な不実の訴え（濫訴）を成した場合、所領没収、所領がなければ流刑に処す旨、定められている。

以上、鎌倉幕府が立法時点で想定していた濫訴及びその対応について検討した結果、様々な「濫訴」行為が規定されていた。ここに一覧表を掲げておく。

表A 鎌倉幕府法における濫訴抑制⁽²³⁾

制定時期	条文	「濫訴」行為	制裁内容	関連規定	区分
貞永元年 (二三三二)	式目八条 〔史料8〕	不易法に反する訴え （提出証拠書類に証拠能力否定の文言を書き加える）	須以不実之子細 被書載所帶証文 （提出証拠書類に証拠能力否定の文言を書き加える）	212 322 446 619 〔史料9〕	鎌追
貞永元年 (二三三二)	式目八条 〔史料9〕	廿年年紀法に反する訴え	不能改替（当知行者の知行に変更無し） 「吾妻鏡」 延應元年02月30日 鎌追92年95月30日 〔史料30〕 〔史料31〕 〔史料32〕	28 29 27	〔史料10〕
貞永元年 (二三三二)	式目五条 〔史料11〕	謀書	侍・所領没収 (または追放) 神社仏寺の修理 凡下・火印	〔史料30〕 〔史料31〕 〔史料32〕	B
（史料11） (二三三二)	（譲状の効力） 規定期	謀略（美書を 譲書と主張） (後判譲状の優位)		C	A
一	B	A	D	C	

貞永元年 〔二三三〕	貞永元年 〔二三三〕	貞永元年 〔二三三〕	貞永元年 〔二三三〕	貞永元年 〔二三三〕	式目二八条 〔史料12〕	進妨害目的 〔所領人〕	謫訴〔所領人〕 〔手目的〕	所領没収〔また は遠流〕	貞永元年 〔二三三〕
〔史料12〕	〔史料13〕	〔史料14〕	〔史料15〕	〔史料16〕	式目三六条 〔史料14〕	担当奉行人が 偏頗の旨敗訴 〔訴え提起〕	〔所領3分の1没 収〔または追却〕〕	永不可召仕	〔史料13〕
〔史料20〕	〔史料17〕	〔史料18〕	〔史料19〕	〔史料21〕	式目四五条 〔史料15〕	当知行の旨、 虚偽の主張に よつて所領を 掠領	「打越分」の相 手方引渡	〔鎌追607 〔史料33〕〕	〔史料21〕
〔史料19〕	〔史料22〕	〔史料23〕	〔史料24〕	〔史料25〕	〔史料26〕	〔史料27〕	〔史料28〕	〔史料29〕	〔史料21〕
〔史料19〕	〔史料20〕	〔史料19〕	〔史料18〕	〔史料17〕	〔史料16〕	〔史料15〕	〔史料14〕	〔史料13〕	〔史料12〕
〔史料18〕	〔史料17〕	〔史料16〕	〔史料15〕	〔史料14〕	〔史料13〕	〔史料12〕	〔史料11〕	〔史料10〕	〔史料9〕
〔史料17〕	〔史料16〕	〔史料15〕	〔史料14〕	〔史料13〕	〔史料12〕	〔史料11〕	〔史料10〕	〔史料9〕	〔史料8〕
〔史料16〕	〔史料15〕	〔史料14〕	〔史料13〕	〔史料12〕	〔史料11〕	〔史料10〕	〔史料9〕	〔史料8〕	〔史料7〕
〔史料15〕	〔史料14〕	〔史料13〕	〔史料12〕	〔史料11〕	〔史料10〕	〔史料9〕	〔史料8〕	〔史料7〕	〔史料6〕
〔史料14〕	〔史料13〕	〔史料12〕	〔史料11〕	〔史料10〕	〔史料9〕	〔史料8〕	〔史料7〕	〔史料6〕	〔史料5〕
〔史料13〕	〔史料12〕	〔史料11〕	〔史料10〕	〔史料9〕	〔史料8〕	〔史料7〕	〔史料6〕	〔史料5〕	〔史料4〕
〔史料12〕	〔史料11〕	〔史料10〕	〔史料9〕	〔史料8〕	〔史料7〕	〔史料6〕	〔史料5〕	〔史料4〕	〔史料3〕
〔史料11〕	〔史料10〕	〔史料9〕	〔史料8〕	〔史料7〕	〔史料6〕	〔史料5〕	〔史料4〕	〔史料3〕	〔史料2〕
〔史料10〕	〔史料9〕	〔史料8〕	〔史料7〕	〔史料6〕	〔史料5〕	〔史料4〕	〔史料3〕	〔史料2〕	〔史料1〕
〔史料9〕	〔史料8〕	〔史料7〕	〔史料6〕	〔史料5〕	〔史料4〕	〔史料3〕	〔史料2〕	〔史料1〕	〔史料1〕

(A) 所領没収
 まず、「所領没収」という制裁が科された「濫訴」には、謀書(史料10)や謫訴(史料12)、奉行人偏頗の旨虚偽の主張を成すこと(史料13)、非拠の堺相論(史料14)、虚偽の當知行を主張することによる掠領(史料15)、非拠の所職所帯堺相論(史料17)、懸物押書による非拠の主張(史料19)、詐欺などの悪質な訴訟(史料23)といった行為が挙げられる。これららの訴えは、嘘いつわりの根拠であることを自覚しながら幕府に訴えを提起したものであると考えてよいだろう。幕府の健全な裁判運営に対して

弘安七年 〔二二八四〕 〔〇八/七〕	鎌追五四八 〔史料21〕	裁許以前に審 議内容が外部 (当事者)に漏洩した旨虚 説の主張	不実の咎 (奏事 〔過怠〕程度 の：関 せない)
正応三年 〔一六年〕 〔三九〇〕 〔三九三〕	鎌追六四一 〔史料22〕	〔非拠による訴 状〕	〔賦〕に係属さ せない
正安一年 〔一六年〕 〔三九〇〕	鎌追六九九 〔史料23〕	〔訴え〕 〔所領没収〔また は流刑〕 (部從以下は召 禁)〕	〔刑罰力。 〔過怠〕程度 の：関 せない)
	A	—	B

妨害をなすような悪質性の高い訴えについては、所領没収という厳罰をもつて臨んでいたといえるのではなかろうか。

(B) 過怠（寺社修理）

次に、寺社や橋の修理などといった過怠に類する制裁措置に処せられていた事例が散見できた。謀略の咎（史料15後段）や、評議内容が漏洩している旨虚偽の主張をなすこと（史料21）、さらに雜人訴訟で糾決の際に僻事の主張を行うこと（史料20）といったものある。これらの「濫訴」行為は、そもそもその訴訟を提起する際に悪意をもつていたというよりは、訴訟提起後の時点における何らかの事象をきっかけに、意図的か否かはさておき、いわば勢い余つて虚偽の主張を成してしまった場合であると想定できる⁽²⁴⁾。

(C) 証拠能力の否定措置

また、不易法に違反した場合（史料8）は、その根柢となつた文書の「証拠能力を否定する措置」をとることが規定されている。制裁措置というよりは敗訴に伴う手続といった方が良いかもしれないが、書証について証拠能力を否定する文言が記されるという点において、次項で述べるたんなる敗訴のみの場合とは性質を異にする。ところで、本事例は意図的な「濫訴」というよりは、結果的に法に抵触してしまった場合と位置づけることも可能であろう。不易法に反するものの手元に一応の証拠をそなえていたから、訴訟を提起したとも考えられるのである。そのように考えると、悪質性の観点からはいわば軽度の「濫訴」ととらえることができる。また政策的な出訴規制ルールに違反した場合といふこともできよう。

(D) 敗訴のみ

さらに、廿年年紀法に違反した場合（史料9）、特段の制裁措置はなく、当知行者の知行を認め、「濫訴」をおこなつた者に対する敗訴のみとしいう対応であった。

「濫訴」に対する制裁措置が、以上述べた四つのレベルに区分できるとすれば、鎌倉幕府裁判所は、悪質な「濫訴」には「所領没収」という厳しい態度で臨む一方、それほどではない「濫訴」については「過怠」、さらに証拠能力の否定措置、最後にたんなる敗訴のみという具合に、「濫訴」内容の程度差に応じた措置を講じていたといえよう。

(II) 訴訟手続上の「濫訴」抑止対策

今まで検討してきた「濫訴」に関する法のなかには、訴訟手続上のある時点において、「濫訴」を排除しようと企図していたものがあつた。本節においては、これらの法規定に基づき、鎌倉幕府の訴訟手続上における「濫訴」抑止対策について検討していくたい。

(A) 一般的な「濫訴」抑制策

まず式目五一條（史料16）では、訴状の内容が顯然の僻事であつた場合は、問状を発給しない旨、規定が成されていた。ここで一般的な鎌倉幕府の訴訟手続について簡単に示すと、以下のような流れとなる。

「訴人」→(×)→「所務賦」→「引付」→(×)→問状発給→
三門三答→対決→評定→判決

式目五一一条制定の段階では、まだ引付は設置されていないので留保が必要だが、上の訴訟手続の流れの中で本条を位置づけてみよう。すると、問注所の所務賦で受理された訴状について問状発給以前の段階(×)の段階)で、訴状の内容を審査し、顯然の僻事であれば、問状を発給しないと定められていたことがわかる。問状発給の時点での「濫訴」抑制が企図されていたのであろう。

さらに、鎌追六四一条(史料22)は、「訴状の内容が非拠であれば、問注所の所務賦において訴訟を受け付けることはせずに門前払いするべきか、それとも、いつたん受理して引付奉行人が訴状の内容を審査して問状御教書を発給すべきか否かを決定すべきか」という諮問が行われたことを示す史料であった。本史料では、非拠の訴訟についてはそもそも「賦」で受け付けないという考え方を持つ者が、幕府の裁判担当者の中に存在していたことがわかる。すなわち、訴訟手続の流れの中に位置づけてみると、「所務賦」における訴状受け付けの段階(×)の段階)で「濫訴」を排除する志向を持った者がいたのである。

式目五一一条制定時期と鎌追六四一条制定時期とでは、訴訟制度そのものが変化しているので一概には言えないが、非拠の訴状に対する審理について、追加法六四一条の時点では、式目五一一条の規定よりも厳しい態度で臨み、より早期に「濫訴」を排除しようとする志向性が存在していることが指摘できよう。

次に、訴訟手続上の「濫訴」対策として「裁許前誓約」の存在を挙げることができる。「裁許前誓約」とは、裁許以前に提出が義務づけられた誓約であり、両当事者が裁判所に対して提出するものである。⁽²⁵⁾誓約の内容面からとらえれば、「自らの訴えが非拠・僻事による「濫訴」であると幕府裁判所から認定されば、何らかの制裁を甘受してもよい」旨、誓約したものということになる。

「裁許前誓約」の類型としては、「打越請文」「懸物押誓」「所務沙汰請文」「雜人訴訟請文」が挙げられる。

(B) 「濫訴」対策としての「裁許前誓約」

「打越請文」とは、堺相論における「濫訴」を防止するための「裁許前誓約」である。「打越請文」に関する明確な立法条文は管見の限り見出すことはできないが、訴訟史料のなかから、その存在を確認できる。ここで、「打越請文」について概観しておこう。⁽²⁶⁾式目三六条(史料14)は、非拠の堺相論をなしたものは、不当に堺を越えて主張していた面積と同等の所領を相手方に引き渡すという規定である。堺相論という訴訟類型に限つていえば、この打越分引き渡し規定は鎌追七六条(史料17)によって所領没収へと変化する。さらに加えて、事前に判決承服を誓った請文を提出しなければならなくなつたのである。しかし、その後の史料をみていくと、追加法七六条以降に出された、鎮西探題裁許状二二五号⁽²⁷⁾の中でも言及されている文保年中の事書には、堺相論については打越罰を適用することが明記されている。非拠の堺相論への制裁は、没収ではなく打越罰が適用されていたのである。さらに、文永四年の発給であると推測される石塚寂然請文⁽²⁸⁾では、打越請文の提出をものがたる記述がある。これらのことから、堺相論「濫訴」の罰則規定は鎌追七六条によつて「打越分引き渡し」から「所領没収」へと転じたと考えられるが、鎮

」ことがうかがえる。このことは、堺相論「濫訴」の罰則が、「所領没収」から、「打越罰」へと再度転換していたと解釈することを可能とする。さらに、「石塚寂然請文」によれば、堺相論が濫訴であった場合の「裁許前誓約」として「打越請文」を徵収することになつていたと考えられるのである。

次に、「懸物押書」について、概観しておこう⁽²⁵⁾。「史料19」鎌追一六八条は、懸物押書についての規定である。「諸人が訴訟において対決するときに、懸物状を提出することについて、甲乙の輩の訴訟において対問を遂げたときに、例えば勝訴できなかつた敗訴者が鬱憤晴らしのために越訴を行ふ際に押書を提出し、また例えば主張が非拠であれば自己の所領を相手方に給付するということを、互いにその文書に載せていいるので、それぞれが貪欲の心をもつぱらにして、ますます紛争が激化してしまう。これからは懸物状を提出するときは、濫訴であれば、懸物状所載の所領を第三者に交付するということを記入させなさい。」というものである。本条の規定以前、幕府の法廷に集まつた当事者たちは、自己の主張が正しいことを証明するために懸物押書を提出し、「濫訴であれば、懸物押書所載の事物を他方当事者に渡す」事を誓う場合があつたのである。換言すれば、幕府法廷において、自己の主張が正当であると認められるかどうかについて、当事者間で一種の「賭け」を行つていたともいえる。裁判における「賭け」ともいえる鎌追一六八条制定以前の懸物押書が、幕府裁判の健全な運営を妨げたであろう事は想像に難くない。そして、この「賭け」の質物として所領が設定されることにより、幕府と御家人との紐帯である所領が訴訟当事者たる御家人の恣意的な「賭け」によって自由に移転されることにもつながる。鎌追一六八条制定以前の懸物押書は、幕府裁判において諸種の弊害を引き起^こしてい

たことが容易に想定できる。このような状況を受けて制定されたのが鎌追一六八条である。鎌追一六八条において、当事者は懸物押書を提出する場合、「濫訴と認定されれば、懸物押書記載の所領を幕府によって没収され、第三者に渡されても構わない」ということを記載しなければならなくなつた。それまでは自己の正当性を「懸物」によって主張し非拠と認められれば相手方に「懸物」をとられるだけであった懸物押書が、幕府裁判において濫訴を行つた罪に対しても所領没収という刑罰を甘受する誓約書へと変質したのである。

さらに、鎌追七六条(史料17)の裁許前誓約があげられる。これは、所職所帶ならびに堺相論についての濫訴、つまり所領に関する相論一般についての裁許前誓約なので、「所務沙汰請文」と呼称しておく⁽²⁶⁾。鎌倉幕府裁判所は、所領に関する訴訟において、当事者たちに「主張が非拠であれば、所領没収（もしくは罪科）を科されても構わない」旨、誓約させることによって、濫訴の未然防止を意図していたのである。

「裁許前制約」のさいごに、「史料20」にある「雜人訴訟請文」⁽²⁷⁾をあげる」ことができる。雜人訴訟請文とは、一般庶民身分である雜人にに対する濫訴抑止策である。ここでは、雜人訴訟について糾決を行う際、「主張が僻事であれば、一〇貫を支払い、橋の修造用途にあてる」という旨、当事者に事前誓約させ、雜人訴訟の「濫訴」を抑止していたことがわかる。以上みてきた「裁許前誓約」は、判決への強制力・執行力について決定打を持たない鎌倉幕府裁判所が、当事者の「事前の誓約」によって、最終的な判決に対する拘束力を補充し、判決を有効に機能させようとしていたものであると位置づけることができよう。さらに、「濫訴」抑止という観点から考えると、両当事者から「裁許前誓約」を徵収すること

ところで、そもそもこれらの訴訟類型について、なぜ裁許前誓約提出を義務づけられたのであろうか。明確な答えを導き出すにはまだ考察能地があるが、ここでは、「打越請文」と「雜人訴訟請文」の両者についての類似点のみを指摘しておたい。両者はそれぞれ、訴訟の処理にあたり、実検使や雜人奉行を現地に派遣している。当事者追行主義といわれる幕府裁判において、いわば職権主義的に幕府の人間を現地に派遣しているのである。堺相論においては実検使が派遣され、現地において調査が行われた。また、雜人訴訟については、まだ明らかになつてない点が多いものの、すでに佐藤進一氏の指摘にあるように仁治以降（一二四〇年以後）は雜人奉行が国別に設けられ、現地に出張し、判決を行ふか、配下の國の雜色を諸国に派遣していたようである。²⁰ 「堺相論」及び「一般庶民身分である雜人訴訟」については、実検使の派遣、雜人奉行の現地出張といった幕府裁判所の紛争処理に要するコスト面からも、「濫訴」を防止しようと努めていたのではないかと思われる。

四 濫訴に対する判決事例

前章まで幕府の立法面から「濫訴」に関する考察を行つてきた。²¹ では、次の課題として、「濫訴」と認識された訴訟に下された判決を通じて、実際の裁判における運用について検討したい。幕府裁判において、当事者の主張が「濫訴」と判断された場合、当該「濫訴」に対して、幕府はどうな対応をとつていたのであろうか。裁許状を素材として、「濫訴」に対する判決をみてみると、次の表のようになる。

表B 「濫訴」に対する判決事例

二三三（貞永元） ／〇八／一〇	「停止社司之濫訴、可令胤明子息時胤爲地頭職」 〔関裁50〕
二三九（延應元） ／〇五／一五	「停止源氏濫訴、任固讓状、後家尼期知行之後、可令廣相伝」 〔史料3〕〈関裁60〉
二四一（仁治） ／〇八／一三	「停止行元之濫訴、早任讓状之旨、如元各可令領知」 〔史料7〕〈関裁69〉
二四三（宝治三） ／〇一／一〇	「止惟景之濫訴、任結之契狀、可令惟久領掌」〈関裁補9〉
二四二（寛元元） ／二二／一三	「早停止頼重之濫訴、蓮仏可令領掌件四箇村也」 〔史料7〕〈関裁74〉
二四四（寛元二） ／〇四／一三	「早可令停止通廣濫訴」 〔史料1〕〈関裁75〉
二四五（寛元二） ／〇七／二	「朝貞為頗覺念之所犯、還致濫訴之條、事與意相違歟、且背闕東・六波羅下知状、不被〔 〕以下損物之檢注」 〔関裁76〕
二四九（建長元） ／〇七／二〇	「停止地頭濫訴、早可因目錄也焉」 〔関裁84〕
二六一（弘長） ／〇三／〇	「停止地頭濫訴、早可因目錄也焉」 〔関裁106〕
二六六（文永四） ／〇二／一七	「停止俊家濫訴、任深念建長讓状并正嘉御下文、各知行不可有相違」 〔史料5〕〈関裁118〉
二七一（文永八） ／二二／九	「停止家重濫訴、淨惠等知行不可有相違」 〔史料5〕〈関裁124〉
二七四（文永十二） ／〇五／〇六	「所被停止道專・義通濫訴也」 〔関裁135〕
二八七（弘安十） ／〇九／〇	「任建治三年譲状、各可令領知也、」 〔次以實書号謀書罪科事、任被定置之旨、可被付寺社之修理〕 〔関裁163〕

三八七(弘安十) /三一〇	「司令停止雜掌濫訴焉」 〔史料4〕(閑裁167)
三〇〇(正安二) /〇七/一	「於公遠濫訴者、所被棄捐也」 〔史料2〕(閑裁232)
三〇七(徳治一) /一/七	「於当村者、停止大江氏之濫訴、任淨妙讓状、家明領知 不可有相違」 〔次大江氏為実書号謀害咎事、任被定置之旨、可有其沙 汰〕 〔史料6〕(閑裁249)
三五(正和四) /〇/一三	「所被棄捐覺道濫訴也者」 〔史料6〕(閑裁270)
三八(文保二) /〇六/〇六	「所被棄捐寂円濫訴也」 〔鎮裁109〕
三二(元亨元) /一一/〇七	「源俊等濫訴旁非沙汰限」 〔閑裁288〕
三四(元亨四) /〇八/一〇	「至伴田畠・山野等者、停止忠兼濫訴、任沾券状、司令 友貞領掌矣」 〔次以實書、号謀書咎事、任式目、可有其沙汰焉〕 〔鎮裁156〕
三五(正中一) /〇七/〇七	「重胤濫訴旁非沙汰之限」 〔閑裁306〕
三七(嘉慶二) /〇八/一五	「於件二箇保者、被棄置宗心濫訴、住(任)仁治下知状 并分帳、知行不可有相違」 〔所被棄捐宗心濫訴也〕 〔次宗心奸訴科事、謀訴之趣委細見狀右、仍雖可被罪科、 就他事權謀書之間、所被罪也、仍不及沙汰〕 〔史料2〕(閑裁312)
三九(元徳元) /〇/〇五	「停止真忠濫訴、任正中御下知状、道惠知行不可有相違」 〔鎮裁184〕

第二章で、はばひろく指定した「濫訴」、つまり「証拠・主張に確たる根拠がないと判断された訴訟」の判決について検討してみると、謀書の科、実書をもつて謀書と号する謀略の科、と認定されたものは、その行為に対しても立法どおりの制裁が加えられている。しかし一方で、当該

訴訟を「濫訴」であると判断しているもののほとんどすべてが、訴えを取り上げないという判決になつていて。これは、推測であるが、審理の過程で当事者が意図的な「濫訴」を成そうとしているようだと幕府の裁判担当者が感じても、謀書のように具体的な証拠がないため、具体的な処罰を加えることができず、ただ「濫訴」をおこなつたとおぼしき当事者の訴えについては、「濫訴」という文言に訓告的な意味をこめながら判決文に明記したのではないかと思われる。

五 むすびにかえて

以上、鎌倉幕府における「濫訴」処理について検討してきたが、史料の整理に終始してしまつた嫌いがある。ただ、「濫訴」と判断し、また「濫訴」に関しての立法史料を検討した結果、以下のことが明らかとなつた。まず、鎌倉幕府は悪質な「濫訴」については厳罰をもつて臨み、そこまで悪質ではないものにはそれなりの制裁を加えるという態度で臨んでいたと考えられることである。「濫訴」対策法制定にあつては、「濫訴」の悪質性の程度に対応した制裁措置を用意していたと考えられる。

次に、訴訟手続の側面からみても、様々な訴訟段階において非拠の訴えである「濫訴」を排除しようと試みていたことがわかつた。とりわけ、堺相論や所務沙汰、懸物押書提出時の訴訟や雜人訴訟などといった特定の訴訟類型については、「裁許前誓約」を徵取することによって、濫訴の抑止効果を高めようとしていたことを垣間見ることができた。

さらに、実際の運用面では、「謀書」を用いた「濫訴」に対してもは厳しく臨んでいるものの、一般的な「濫訴」についてはこれといった制裁

を科していかつた。

これらのことから、立法時点においてはさまざまなかたちで「濫訴」排除の志向性が認められるが、一方、実際に訴訟が鎌倉幕府の法廷に係属したあとで「濫訴」であることが判明した場合については、当該「濫訴」者が敗訴となるだけの事例が多いことがわかつた。もちろん、謀書のような特定の「濫訴」形態の場合には、それ相応の刑罰が科される」とから、幕府裁判の運営を妨げることになる「濫訴」のなかでも、悪質性の高い意図的な「濫訴」については制裁を加えていたことがわかる。しかし、そうではない「濫訴」についてはその防止を企図しながらも、積極的な制裁を科するに至らなかつた、ということがいえる。

なお、本稿では、謀書・謀略⁽³⁾や年紀法、不易法に関する裁許事例のさらなる具体的な検討、および「濫訴」と判断されていない事例との比較を通した鎌倉幕府訴訟制度全体のなかでの「濫訴」の位置づけについて、十分に検討することができなかつた。今後の課題としたい。

- (3) 西村安博編「史料で読む日本法史」法律文化社、二〇〇九年)など。
 (4) 関裁三一一。
 (5) さらに、「史料2」傍線Cでは、宗心の「奸訴科」についての言及がある。「謀訴」であることは明らかであり、「罪科」に処せられるべきだが、他事での「謀書」行為について罪科に処せられているので、改めて罪科に処さないという判決が出ている。「奸訴科」そのものについて興味は尽きないが、ここでは、「濫訴」と「奸訴」についてはほぼ同義であり、「謀訴」についても少ながらず語意に一致がみられるものと判断しておくにとどめる。

(6) 関裁六〇。

(7) 石井良助氏は「中世武家不動産訴訟法の研究」(弘文堂書房、一九三八年)において、書証の証拠力について詳細に検討されている。石井氏は、本稿で引用した「史料3」などを用いて以下のように述べられている。「私文書の中でも「譲状」と「書状」(消息)とでは、譲与の証拠としては、譲状の方が有力であった事は云ふ迄もない。蓋し前者は处分文書であるのに反し、後者は単なる証明文書に過ぎなかつたからである。」(同書三三一~三三三頁)。「消息」よりも「譲状」の証拠力が高いということは当時の一般的な理解であったと考えてよいだろう。

- (8) 関裁一六七。
 (9) 御成敗式目八条については、後掲「史料9」参照。
 (10) 関裁一七八。
 (11) 御成敗式目一五条については、後掲「史料10」参照。
 (12) 関裁二四九。

- (2) 式目制定の趣旨については、北条泰時が六波羅探題の職にあつた弟重時に送つた二通の書状を中心にして議論されている。たとえば、杉橋隆夫「御成敗式目成立の経緯・試論」(岸俊雄教授退官記念会編「日本政治社会史研究 下」塙書房、一九八五年)、古澤直人「鎌倉幕府の法と権力」(笠松宏至編「中世を考える 法と訴訟」(吉川弘文館、一九九一年)、長又高夫「御成敗式目」成立の背景——律令法との関係を中心に」(國學院大學日本文化研究所紀要)第九五輯、二〇〇五年)、畠山亮「御成敗式目と鎌倉幕府法」(村上一博・

(13) 関裁七四。

(14) 御成敗式目二六条については、後掲「史料11」参照。

(15) 石井良助氏は前掲「中世武家不動産訴訟法の研究」(二五六頁以下)において、

夙に鎌倉幕府不動産訴訟法における「濫訴防止或は法廷の秩序維持の為に採られた手段」について論及している。氏によれば、濫訴防止の手段は敗

訴罰(Succumbenzstrafe)とのことである。さらにこれを「(一)訴訟当事者の特定の行為に対して裁判所がみずから刑罰を科す場合」と「(二)訴

訟当事者が予め裁判所に対して、敗訴の場合に於て甘受すべき罰法を特約せんに非ざれば、裁判所が訴えを裁判しない場合」とに区分している。(一)

には、「奸訴の科」(式目三一条)、「堺打越」(式目三六条)、「問状掠申之罪科」(式目五一条)、「奏事不実咎」が含まれ、(二)には、「所職所帶及び界相論」

の諸文、「雜人の訴訟」の諸文、「懸物押背」を挙げられている。本稿では、石井氏の論を参考しながら批判的な検討を加えていくことになる。氏の論では触れられることのなかつた「濫訴」という概念の検証(本稿第二章)

から出発し、また、「濫訴」という言葉に着目しながら、幕府裁判における「濫訴」を検証することによって、石井氏の論を補強・修正していく。

(16) 出典は、石井進・石母田正・笠松宏至・勝俣鎮夫・佐藤進一校注「中世政治社会思想上」(岩波書店、一九七二年)である。以下、御成敗式目な

びに御成敗式目追加法に関する史料の出典は、特に断りのない限り同書による。

(17) 「史料8」御成敗式目七条後段「[次代々御成敗畢後擬申亂事]以下の部分」の解釈については留保を要する。本稿では単に「不易法」と表現しているが、後段部分の「代々御成敗」以下の理解について議論がある。以下やや長文になるがこの点に関する笠松宏至氏の示唆的な見解を示しておく。

「ハリで問題になるのはいわゆる式目前書との関係である。(中略) 武

家系統の式目写本のうち菅本・鶴岡本等の古写本が、本文の前に「於前々成敗事者、不論理非不能改沙汰、至自今以後者、可守此状也」という前書きを置いている(中略)。この前書きがかりに式目自体の原型に存在しなかつたとしても、もし式目施行当初からの付則であつたとすれば、式目以前の判決はすべて不易化されたことになり7条後段との関連が問題とならざるを得ない。ただこの7条後段は別の理解を施す可能性も若干ある。確かに初段との関連や、後の不易法(追322・446・619条)の表現をみれば、「代々御成敗」は前述の意味(ニ)二位殿・北条政子以前の判決(筆者註)にとらざるを得ないが、もし後段を独立の一条とみれば、「代々御成敗」を、今後下される判決とみることも不可能ではなく、とすれば根拠なき越訴の濫訴を防止するための条文とすることができるものである。(前掲「中世政治社会思想上」四三一頁。式目七条の補注)。

(18) 室町時代語辞典編集委員会編「時代別国語大辞典 室町時代編三」(三省堂、一九九四年)によれば、「濫訴」とは「人をおとしいれようと、事実をまげて訴え出ること」とある。

(19) なお、本条には若干の注意が必要である。それは、「構無実」すなわち、虚偽の主張をなすことの目的である。これまでみてきた「濫訴」は、他方当事者との具体的な「訴訟」に勝つために「濫訴」していたのであるが、本条は幕府その他の権力主体からなんらかの安堵を受けるために「濫訴」を行った場合とも考えられる。虚偽の主張による「訴訟」というより、虚偽の主張による「訴願」であるとも考えられるのである。いずれも幕府権力に対する虚偽の主張であることに変わりはないのであるが、さらなる考察が必要である。現時点では「濫訴」に関する規定ないしは類似の規定としてとらえておきたい。

(20) 出典は前掲「吾妻鏡」同日条。

(21)

本条の解釈は、前掲「中世政治社会思想・上」による。さらに、同書の「不実の咎」の頭注によれば、「不実の咎」とは「いわゆる「奏事不実の咎」であるが、具体的な罪科は不明」とのことである。具体的な内容はなお不明であるものの、次の史料からおおよその罪科の程度を知ることができる。すなわち、「奏事不実の科のこと、通時別の過怠に處せらるるの間、沙汰に及ばず。」とあることから、「奏事不実の科」に対しては、おそらく「過怠」と同程度かそれ以下の制裁が科されていたと予想できるのである。

〔史料〕 関裁二三二（正閻史料外編河野六郎所載）

伊予国河野四郎通時代唯観与同六郎通——「義字有憚、」相論當國石井
郷井土居間条々、

（中略）

「通奸繼母否事、

右、両方共以雖申子細、所詮、証人事、於寂仏者、通嫌申上、向背之所從不能被尋問、其外不立申指証換之間、雖被信用歟、奏事不実科事、通時被処別過怠之間、不及沙汰焉。」

（中略）

以前条々、依鎌倉殿仰、下知如件、
文永九年十二月廿六日

相模守平朝臣判
左京権太（大）夫平朝臣判

事

永利如性與山田八郎次郎道——相論薩摩國薩摩郡石上村荒野堺打越

右、就訴陳狀有其沙汰、仰使節渋谷弥平三為重同又次郎重幸、被逐檢見

之處、如性所進繪圖與兩使注進繪圖令普合之間、於件堺者、去年元亨四十二月十六日被返付如性畢、而打越事漏勘錄之條、違傍例歟、且去文保年中遠州被伺申閑東刻、於堺相論者、可被付打越之旨、被下御事書之なつてある。後掲表Aの年次もこれに依拠する。

（23）表A所出の「式目」とは、御成敗式目のことである。また、「鎌追」とは、鎌倉幕府追加法のことである。また、「鎌追」の条数は、前注掲載「中世法

制史料集 第一巻 鎌倉幕府法 の条数に拠る。以下の記述においても同様に略する。

(24)

〔史料20〕については、別の推測もできる。すなわち、一般の庶民身分である雑人たちの非撫の訴えに対し、幕府が制裁を加えようにも判決によって進退できる所領をそもそも雑人たちが持たなかつたため、橋の修理費用徵収を行つたとも考えられるのである。さらなる考察が必要であるが、いましばらくは本文の解釈を優先しておきたい。

(25)

〔裁許前誓約〕については、拙稿「日本中世訴訟制度における〔裁許前制約〕——鎌倉幕府による盜訴対策の一侧面——」（〔九大法学〕第九一号、二〇〇五年）を参照いただきたい。

(26)

詳しく述べ、拙稿「堺打越制度に関する一考察」（〔九大法学〕第八五号、二〇〇三年）を参照いただきたい。

〔27〕 濱野精一郎編「増訂 鎌倉幕府裁許状集 下 六波羅・鎮西裁許状篇」（吉川弘文館、一九八七年）所載、鎮西探題裁許状二二五号文書（以下、同出典による史料については、「鎮裁二二五」のように略記）。

〔史料〕 鎮裁二二五（薩摩入来院家文書）

（28）肥前深堀家文書。出典は、竹内理三編「鎌倉遺文 一三巻」（東京堂出版、一九七七年）九七五〇号文書。

〔史料〕石塚寂然請文（肥前深堀家文書）

深堀左衛門入道蓮上子息時光申、問注由事、以時光可令遂其節之旨、
蓮上相副打越請文、不進覽舉状候之上、為蓮上構非分堺論、亂入肥御崎
寺領内切杭高浜、或押取寺用米百余石并数拾余町田畠作毛已下若干山船
所出物等、或召籠百姓所從、無左右令沾却候之間、一々可糺返之由、雖
被下數通御下知候、敢不糾用、剩為延引巡道之沙汰、寄事於無实狼藉、
乍掠申閑東御教書、依無陳方、難渙打越請文、不及對決、逃下之後、徒
經數十余年候之間、於今者、任先傍例、可被宛行牒打越之旨、所被注進
候也、而正員連上適居住上總國候之上者、相賄御不審候者、定直御尋候
歟、仍當時相向代官、遂問注之條、可有何様候哉、以此趣、可令申沙汰
給候、恐惶謹言、

八月十一日

沙弥寂然請文

進上 伊地知三郎殿

(29) 懸物押書については、注25参照。

(30) 所務沙汰請文については、注25参照。

(31) 雜人訴訟請文については、注25参照。

(32) 佐藤進一「鎌倉幕府訴訟制度の研究」（岩波書店、一九九三年）（初出
一九四三年）二六頁以下。

(33) 謀書についての論稿として、瀬野精一郎「鎌倉時代における「謀書」の罪科」
（早稲田大学大学院 文学研究科紀要 第四分冊 日本史東洋史西洋史考古学
第四七輯）がある。